

【事案Ⅱ-9】火災共済金請求

- ・ 平成 23 年 6 月 28 日 裁定申立受理
- ・ 平成 24 年 3 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

洗濯機の排水により生じた漏水事故を原因とした地盤沈下による建物への損害について、老朽化等を原因としたものとの理由により、火災共済金および損害防止費用共済金が支払われないことを不服として申立てがあった。

<申立人の主張>

- (1) 申立人が、平成 22 年 4 月 9 日、判明した洗濯機排水設備に生じた床下のビニールホースの脱落事故（事故の発生日は不明）による漏水により、建物の基礎工事部分の地業の部にある割栗石への水濡れによるその分散・沈下によって地盤も軟化し、建物の基礎コンクリートが破断し、建物の重量により建物の基礎が不等沈下した結果、壁のひび割れ・床の片下がりなど建物への損害が生じたものである。
- (2) 建物の損害金および請求の日から完済まで商法第 502 条ならびに第 514 条に基づき年 6 分の割合による遅延損害金を請求する。
- (3) なお、約款に明記されていないことは、特に限定していないと解釈すべきであり、損害の発生した部分と事故の発生した部分とは、必ずしも一致する必要はない。

<共済団体の主張>

- (1) 申立人の主張のうち、本件漏水事故の発生原因が洗濯機排水設備の床下ビニールホースの脱落事故による水濡れであることは認めるが、その余は否認する。
ビニールホースの脱落の原因についても、洗濯機や外部からの振動の影響、故障、老朽化によるものなど、多数の原因が考えられ、脱落事故の原因が証明されていない。

また、本件損害の発生原因についても、日に数回の洗濯排水が 50 センチ

メートルの高さから漏水したことによって、コンクリートやコンクリートブロックの布基礎ならびに布基礎の土台である割栗石について、水濡れによる破壊損害が生じるとは考え難い。仮に、水に晒されたことにより割れ損害が生じるとすれば、通常の降雨などにおいても基礎工事部分に損害が発生することとなり極めて不自然であるから、他の原因によって基礎工事部分に割れ損害が発生したものと考えるのが合理的である。

事故状況を踏まえると、平成 15 年から平成 22 年 4 月 10 日までの期間中で、外部からの振動の影響、故障、老朽化などの何れかの原因によって洗濯排水設備の排水ビニールホースが脱落し、微量の水が長期的に漏水したための「共済

の対象」外である「地盤」の水もれにより軟化し、その影響で建物の基礎の亀裂、傾斜が生じ建物の損害が発生した可能性が考えられる。

しかし、調査時には、地盤沈下も、地盤の傾斜および建物の傾斜も発生して

いた事実はなく、その他の損害事実は未確認である。

- (2) 本件は、「共済の対象」外の「地盤」が水濡れによって軟化したことを直接の原因とするものである。建物の基礎工事下部の割栗石が水濡れした場合は兎も角として、水濡れによる地盤の軟化を直接の原因としているものであるから、共済の対象に水濡れはないこととなる。

また、損害には、機能上の損害と美観を損ねる価値的損害があるが、建物の

基礎が水に濡れただけでは機能上の損害も価値的損害もない。

- (3) よって、申立人の言う建物の損害は、共済の対象外の地盤の軟化が直接の原因であり、建物の基礎に機能上の損害もなく、外部から視界に晒されるとしても価値的損害も発生していないのであるから、何れにしても、火災共済金の支払いの対象とはならない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) まず、洗濯機排水設備の設置してある床下のビニールホースの脱落事故による水漏れによって、果たして、割栗石に達し、割栗石が分散・沈下し建物の地盤も軟化するものであろうか。更には、地盤が軟化し、ひいては、建物の基礎が不等沈下するものであろうか、これについて検討する。
- (2) ビニールホースの脱落事故とこれに伴う水濡れについては被申立人も認めるところであり、その脱落事故とそれに伴う漏水により床下土地に水濡れ、或いは、水たまりができたであろう。この水濡れや水たまりはさておき、この水は、どこに行ったのであろうか。
- (3) ビニールホースの脱落事故とこれに伴う漏水及びこれによる床下土地の上の水濡れ、或いは、水たまりの水の位置は、より透水性の大きい土地部分の上にあるので、同土地部分に浸み込むのが普通である。他方、建物の基礎部分は、その建築の際、基礎工事の一環として基礎と地盤とを繋ぐための工事、所謂、地業として割栗石と砂をつき固め、その上から砂利とコンクリートを流し込む工事をする。それ故、割栗石のある部分は、つき固められたうえコンクリートなどを流し込まれた堅い部分であり、透水性も小さい部分である。とすれば、脱落事故による水濡れ、或いは、水たまりの水は、割栗石のある堅い透水性が小さい建物の基礎部分を避け、建物の割栗石部分以外のより透水性が大きい土地部分のところに浸み込み地下に浸透していくことになり、従って、割栗石の分散・沈下や建物の基礎への影響はないことになろうし、申立人の言うような

割栗石の分散・沈下や建物の基礎への影響など考えられないのである。

従って、洗濯排水設備に設置してある床下のビニールホースの脱落事故による水濡れにより、割栗石が分散・沈下し、ひいては、建物の基礎が破断し、建物の重みで建物の基礎に不等沈下を来し、建物の損害が発生することはあり得ないこととなる。

- (4) したがって、約款に規定された火災共済金の支払要件である給排水設備に生じた事故により損害が発生したものと認められない。